

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（726））
2. 日時：平成30年3月2日 10時02分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、大塚安全審査官、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」及び「8条 火災による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<火災による損傷の防止>

- 新燃料貯蔵設備の未臨界性について、先行プラントの申請書の記載と同様となっているが、評価結果について先行プラントと同様であることを整理して提示すること。
- 消火用水により新燃料貯蔵庫の水位がいかなる場合でも、実効増倍率を0.95以下に保つことを確認して提示すること。
- 重要度分類クラス2のうちPS-2に定める主蒸気系統について、審査基準との適合性を整理して提示すること。また、主蒸気系統を火災防護対象範囲とした場合、どのような対策が必要になるか確認して提示すること。
- 安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出フローについて、火災による影響の評価の有無により対策が異なるとしているが、これまでの審査会合でも指摘しているとおり、火災区域を設定した場合、発生防止、感知・消火及び影響軽減を考慮した対策が必須になるため、見直して提示すること。
- 安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出フローについて、重要度分類クラス1、クラス2及び安全評価上期待するクラス3から火災区域の設定がもれなくされていることを再確認して提示すること。

<外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）>

- 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ等が、他の評価対象施設によって、

代表できることについて整理して説明すること。

- 残留熱除去系海水系ポンプ及び非常用ディーゼル発電機用海水ポンプに対する熱影響評価について、評価対象を海水ポンプの下部軸受としている理由を追記して提示すること。また、下部軸受の許容温度及びその根拠を整理して提示すること。
- 海水ポンプ室の天井部を考慮した熱影響評価について、側壁を考慮しない条件で評価することにより、保守的になることを追記して提示すること。
- 海水ポンプの下部軸受の冷却空気の許容温度評価について、評価式で使用している「構造物を介した温度上昇（5℃）」の考え方及び設定根拠を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 火災による損傷防止（安全機能を有する機器等の抽出について）
- ・新燃料貯蔵庫の未臨界性について
- ・東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）